

寄附金規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第37条の規定に基づき、公益社団法人留萌地域人材開発センター運営協会が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1) 一般寄附金 この法人の会員又はこの法人の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金。

(2) 特別寄附金 前号のほか、個人又は団体から受領する寄附金。

2 この規定における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 この法人は、常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(特別寄附金の募集)

第4条 この法人は、個人又は団体から特別寄附金を受領することができる。

2 前項の寄附金について、寄附者から資金使途及び管理運営方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を得なければならない。

(募集及び申込み方法)

第5条 第3条及び第4条に関する寄附金の募集は広く周知する目的から、その趣旨及び申込み方法等の募集要領をホームページ上に掲載する。

(情報公開)

第6条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人認定等に関する法律施行規則第22条5項に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

第7条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規定に基づき、最新の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、平成29年11月1日から施行する。